

平成 29 年 9 月 25 日開始

「マイキープラットフォーム実証事業 図書館共同利用システム」の機能利用に関する課題

2017. 10. 13. 全国図書館大会第 11 分科会 図書館の自由

基調報告「図書館の自由・この一年」参考資料

日本図書館協会 図書館の自由委員会（西地区）委員 奥野吉宏

### （1）マイナンバーカードを図書館利用カードとして貸出処理に利用【必須】

内容：利用者が、マイナンバーカード上にマイキーIDを作成し、マイキーIDと図書館カード番号を紐づけることによって、マイナンバーカードを図書館カードとして利用できるようにする。（マイキーIDと図書館カード番号の紐づけは、複数の図書館で可能で、1枚のマイナンバーカードを複数の図書館カードとして利用できる。）

・図書館の業務（貸出）端末は、個人情報管理する端末として、インターネットに接続できない設定にしている図書館が増えている。この場合、別途インターネット（マイキープラットフォーム）に接続できる端末が必要。

・インターネットに接続できるようにしている場合、その端末で予約・リクエスト対応（出版情報確認や所蔵館確認（横断検索等））やレファレンス対応を行うためであると考えられ、“セキュリティ確保のため、マイキープラットフォームへのアクセスは専用の端末で行う（他の Web サイトにはアクセスしない）ようにすること”とされている端末との兼用は考えられない。

●事実上“貸出カウンター・登録カウンターにマイキープラットフォームアクセス専用カウンターが必要”と考えられる。

・マイキープラットフォームから図書館システムに、カード番号を引き渡す方式【方式C】を利用する場合、図書館システムも同じ端末で動作する必要がある。一方、図書館システムも基本的に「Web アプリケーション」であるため、“セキュリティ確保のため、マイキープラットフォームへのアクセスは専用の端末で行う（他の Web サイトにはアクセスしない）ようにすること”との条件の間に矛盾が生じている。

●特にクラウド（SAAS）型の図書館システムを使用している場合、自治体外部へのアクセスが必須である。

○マイキープラットフォームにアクセスする端末は、図書館業務端末とは別にアクセス専用端末を用意し、ディスプレイにバーコードを表示してそれを読み取る方式【方式B】が、一番現実的であると思われる。

・業務システムのバーコードリーダーは、ディスプレイに表示されたバーコードを読み取ることができるタイプであるかを確認する必要がある。（近年一般的なレーザー光方式は、ディスプレイに表示されたバーコードを読み取れない場合が多い。）

・図書館カードにリライト式カードを導入している場合は、返却日の案内等で別途の対応が必要であることは変わらない。

・マイキープラットフォームにアクセスする端末は、Windows7 以上・IE11 となっているが、図書館業務システムのバージョンの都合上、IE10 以下を使用している図書館もある。このような館は、図書館業務端末とは別にアクセス専用端末を用意し、【方式B】対応し

かない。

- ・システムの改修は不要とのことではあるが、マイナンバーカードを読み取る IC リーダライタの設定・マイキープラットフォームアプリのインストール等を職員が設定する場合、インストールするための管理者権限のほか、以下の内容は確認しておく必要がある。

※IC リーダライタは USB 接続が一般的になっている。USB ポートにアクセス制限をかけている場合は、制限解除について確認しておく必要がある。

※図書館（自治体）側のセキュリティ設定（フィルタリング設定等）により、マイキープラットフォームへアクセスできない可能性もあるため、設定および制限解除について確認しておく必要がある。

- ・【方式 C】を採用する場合は、SE によるカード番号引き渡し設定の動作確認・調整等は必須となると考えられる。

●これらの作業を依頼する場合、費用については、各館の保守契約等に左右するものと思われる。

なお、IC リーダライタは、別途必要台数の準備（購入等）が必要。

- ・主要 8（+2）社以外のシステムを使用している市町村は、対応自体（特に【方式 C】を採用する場合）に費用が発生する可能性がある。

- ・自動貸出機は、IC リーダライタの設置（改造・システム（操作画面）改修）が必要となり、今後の対応となると考えられる。また、インターネットに接続できない設定になっている可能性が高いため、ネットワークの検討も必要である。

その他のセルフ端末（予約受取機・座席予約機等）も同様である。

なお、ラベルを印刷する方式【方式 D】は、「利用者向けセルフ処理端末（自動貸出機等）」に対応するためのものであるが、カウンターで印刷するという職員の手間が発生することには変わらない。

- ・分館・分室やサービススポット（予約受取コーナー等）がある館については、館（施設）毎に環境整備が必要。

- ・移動図書館については、マイナンバーカードを読み取りできるスマートフォン等があれば、巡回先でも対応できると思われるが、対応するのであれば、機器の準備費用・通信費用が必要になる。

- ・リライト式カードの自動貸出機を導入している場合は、基本的に【方式 D】でも対応できない。磁気ストライプカード・規格の異なる IC カード等を使用している場合も、自動貸出機では同様の状況となる。

- ・マイキープラットフォームへアクセスする端末は、初回設定時に端末識別情報がマイキープラットフォームに登録されることから、パソコンが故障し端末を入れ替えた場合は、再度総務省への端末登録（自治体から申請）が必要であることに注意が必要である。

- ・カードをまとめられるが、カード番号はそれぞれの図書館で付与しており各館（自治体）で発行した図書館カードは保管していただかなければならない。

特に、インターネットサービスのログインは、カード番号を ID として使用することが一般的だが、カードをまとめてもインターネットサービスのログイン ID は図書館毎に別々のままとなる。利用者への案内で注意を要する。

- ・ 図書館カード（貸出手続き）については、各図書館の管理運営規則（教育委員会規則）で規定されている場合が多い。このため、規則等の整備が必要である。（ただし、当面実証事業という位置づけであることから、「実証事業実施要項」という形での対応も検討すべきである。）
  - なお、未成年者は受付しないといった対応を取る場合の登録条件等も規定しておく必要がある。（機微情報の管理責任という視点から、マイナンバーカード利用を導入したとしても中学生以下は受付しないような対応（「マイナンバーカード総合サイトよくあるご質問」によると、15歳未満のカード申請は法定代理人によるとされている。）も検討が必要と考える。）
- ・ マイナンバーカードの有効期限（発行から10年）と、各図書館が定める図書館カードの有効期限との整合性を整理しておく必要がある。
- ・ カード読取不良（破損等）や、通信障害等が発生した際の運用について整理しておく必要がある。また、カードの紛失（落とし物）の対応など、運用に向けた事前の整理が必要になる。（マイナンバーカードを紛失した場合は、ご自身で停止手続きをしていただく必要がある。）
  - カードの紛失はそもそも失くしたのが「元の図書館カードなのか」「図書館カードとして使っているマイナンバーカードなのか」から始まる。
  - 法令上、本人以外での利用はできない（家族利用を含め）ことを確認しておく必要がある。
  - 図書館カード番号を変更した場合のマイキープラットフォーム側の変更、図書館の登録要件を失った場合のマイキープラットフォームからの抹消についても、運用に向けた事前の整理が必要になる。（『画面集』では説明がない）
- ・ 利用者自身がマイキーIDを設定するが、設定できる環境をお持ちではない方のために、市役所や公共施設等で設定できるようにしてほしいとされる。このため、図書館で利用者がマイキーIDを設定するための機材を用意するかどうかを検討しておく必要がある。
  - 一般的に図書館が利用者向けに設置しているインターネット端末は、セキュリティ/著作権等の関係でUSB接続を禁止する設定にしている場合が多い。このため、ICリーダライタが接続できない（設定変更に費用がかかる）可能性もある。また、分館等では利用者向けインターネット端末自体がないところも多い。
  - 図書館カード利用とは直接関係ない「基本自治体ポイント設定」の案内対応が発生する可能性も高い。このことから、マイキーIDの設定は図書館では行わない（端末/リーダライタを持たない利用希望者については、市役所（市民課等）で事前登録をお願いする）という方針も、検討すべきである。
- ・ この方式では、図書館の自由の視点からの問題を回避しようとする仕組みにしようと考えられていると考えるが、JLA基準（「貸出業務へのコンピュータ導入に伴う個人情報の保護に関する基準」日本図書館協会）は1984年のものであり、この時点では想定されていない概念である。このため、基準に照らして問題があるともないとも解釈できる。
  - 利用者設定の共通IDとなるマイキーIDを保持することはJLA基準にはそぐわないと考える（『画面集』では、図書館での登録時・貸出時とも当該利用者の「マイキーID」が表示されている。）このことから、少なくとも、図書館が図書館システムや申請書にマ

イキーID を記録することは、するべきではない。ただし『画面集』では、利用者マイページには「マイキーID の変更」画面が用意されている。

- 貸出等の処理毎にマイキープラットフォームへアクセスすることは、図書館利用の事実がアクセスログとして図書館システム以外に蓄積される可能性があることも注意しておく必要がある。(マイキーID の図書館での利用記録と、自治体ポイントシステムとが、相互に参照できないシステムでなければならない。もし、参照できると、図書館利用にポイントが付けられる可能性がある。(これはいわゆる「TSUTAYA 図書館」で既に指摘された問題である。))
- 今後（導入後も含め）、サービス変更や設定の変更等により、新たな問題が発生することも否定できない。導入したとしても、引き続き問題が発生しないか確認していく必要がある。

- ・実証事業後のマイキープラットフォームの維持費用について、不明確である。

## (2) 図書館利用カードの有効性の自動確認 【選択】

内容：公的個人認証（JPKI）を利用し、マイナンバーカードの失効や本人の住所変更について通知を受け取ることができる。また、定期的に住所確認等の情報を一括で入手し、有効性を自動更新することができる。

- ・事務負担の軽減となると判断すれば、使用するという選択肢はありうる。ただし、使用に伴う規程整理が必要か（規程上の登録無効化の要件等）の検討は必要である。
- ・図書館サービス実施上必要なデータである「電話番号」「メールアドレス」は住民票のデータにはなく、定期的な変更有無の確認は今後も必要となると考えられる。この点の整理は必要である。
- ・『画面集』では、住所の変更通知を受け取るかは、利用者毎に設定できることになっている。ただし、実務上利用者毎に確認は現実的ではなく、事前に決定しておく必要がある。
- ・定期的に住所確認等の情報を一括で入手し、有効性を自動更新することができる点については、図書館システム側の対応（改修）が必要ではないかと考える。改修の必要性やその費用について、事前の調査が必要である。
- ・変更通知は変更があったことを知らせるのみとされていることから、この部分では現時点では図書館の自由の視点からの問題は考えにくい。

## (3) 相互貸借 [(3) -①横断検索 (3) -②横断検索及び相互貸借管理] 【選択】

内容：相互貸借協定を締結している図書館等を、予めグループ設定しておくことで、グループ内の図書館を横断検索できる。また、横断検索結果から相互貸借の依頼ができる。(カーリル社のサービス（カーリル Unitrad API とと思われる）と連携。)

→導入については、マイナンバーカード利用とは切り離し、独立した機能として考えるべきものである。

- ・都道府県単位・ブロック単位で検討することになると考えられる。(ただし検討の前提として、単位内の図書館すべてがマイナンバーカードを図書館利用カードとして利用する状況になっていなければならない。)

- ・横断検索システムは都道府県単位で、都道府県立図書館が設置することが一般的だが、カーリル Unitrade API のほうが高機能（特にスピード）である可能性は否定できない。
- ・相互貸借機能を持たない都道府県もあり、県単位でこの機能を利用するという選択の可能性もある。また、広域市町村圏等で相互貸借機能を利用するという選択の可能性もある。

#### （４）全国ふるさとデジタル図書館【選択】

内容：デジタルアーカイブのプラットフォームが作成されるものと思われる。

ただし、利用者のアクセスにはログイン（マイナンバーカードか利用者マイページ）が必要。

- ・オープンアクセス化が進んでいる中で、ログインが必要なプラットフォームを選択することに対する検討が必要である。
- ・青空文庫・Google Books 等と連携となっているが、横断検索ができるだけで、コンテンツの閲覧は既に自由にできているものが対象と考えられる。
- ・導入する場合、マイナンバーカードを持っていない利用者への対応は、事前に検討する必要がある。（図書館の自由に関する宣言前文「5. すべての国民は、図書館利用に公平な権利をもっており、人種、信条、性別、年齢やそのおかれている条件等によっていかなる差別もあってはならない。外国人も、その権利は保障される。」に関わる。）
- ・導入前に、外部の検索システム等との連携の可能性は、確認しておくべきである。（例えば、自館 Web-OPAC から自館（設置自治体）掲載分のみの検索ができるか等）
- ・国立国会図書館「図書館向けデジタル化資料送信サービス」の動きも把握し、比較検討しておく必要がある。（「国立国会図書館以外の図書館等がデジタル化した絶版等資料を、国立国会図書館の行う図書館送信サービスにより、他の図書館等に送信することについては、現行法上可能であると考えられる。」と法解釈の明確化が行われた。このような著作権法の特例は、国立国会図書館のみに与えられたものであり、このプラットフォームには現状では適用できないと考えられる。）

注）本文中【方式B～D】『画面集』については、以下の資料参照。

<http://www.soumu.go.jp/denshijiti/index.html>

「地域経済応援ポイント導入による消費拡大プロジェクト」における「マイキープラットフォーム及び自治体ポイント管理クラウド」のシステム仕様（案）並びに「取扱マニュアル」（案）等に係る地方公共団体等説明会（平成 29 年 5 月 12 日開催）

- ・【方式B～D】については、『【資料1】「マイナンバーカード」を活用した地域経済好循環システムの構築（未定稿）』p.5「2-2. マイキープラットフォームを活用した図書館の窓口端末業務のイメージ」による
- ・『画面集』は、「【資料2-2】システム画面集」参照

参考）報道資料「マイキープラットフォームの運用開始等」（平成 29 年 9 月 21 日）

[http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/01gyosei07\\_02000053.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01gyosei07_02000053.html)